

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2011～2016年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

### 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2011年度	406	284	0	0
2012年度	742	567	8	13
2013年度	298	87	0	0
2014年度	288	136	0	0
2015年度	362	153	2	18
2016年度	292	112	0	0

### 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2011年度	405	403	99.5%
2012年度	738	731	99.1%
2013年度	297	290	97.6%
2014年度	285	285	100.0%
2015年度	358	355	99.2%
2016年度	290	289	99.7%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

## 「偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2017年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員189行、単位：件、百万円)

## 1. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2017年度	352	106	0	0
2017年4月～6月	85	21	0	0
2017年7月～9月	89	21	0	0
2017年10月～12月	112	53	0	0
2018年1月～3月	66	11	0	0
2018年度	256	114	2	1
2018年4月～6月	53	37	0	0
2018年7月～9月	83	23	0	0
2018年10月～12月	75	28	0	0
2019年1月～3月	45	26	2	1
2019年度	210	131	1	1
2019年4月～6月	41	30	0	0
2019年7月～9月	54	43	1	1
2019年10月～12月	91	51	0	0
2020年1月～3月	24	7	0	0
2020年度	99	61	0	0
2020年4月～6月	2	1	0	0
2020年7月～9月	6	3	0	0
2020年10月～12月	86	54	0	0
2021年1月～3月	5	3	0	0

## 2. 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2017年度	350	346	98.9%
2017年4月～6月	85	83	97.6%
2017年7月～9月	89	88	98.9%
2017年10月～12月	112	112	100.0%
2018年1月～3月	64	63	98.4%
2018年度	252	249	98.8%
2018年4月～6月	53	52	98.1%
2018年7月～9月	82	80	97.6%
2018年10月～12月	73	73	100.0%
2019年1月～3月	44	44	100.0%
2019年度	204	204	100.0%
2019年4月～6月	41	41	100.0%
2019年7月～9月	53	53	100.0%
2019年10月～12月	87	87	100.0%
2020年1月～3月	23	23	100.0%
2020年度	80	80	100.0%
2020年4月～6月	2	2	100.0%
2020年7月～9月	5	5	100.0%
2020年10月～12月	72	72	100.0%
2021年1月～3月	1	1	100.0%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に偽造キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは偽造カードによるローンの借入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

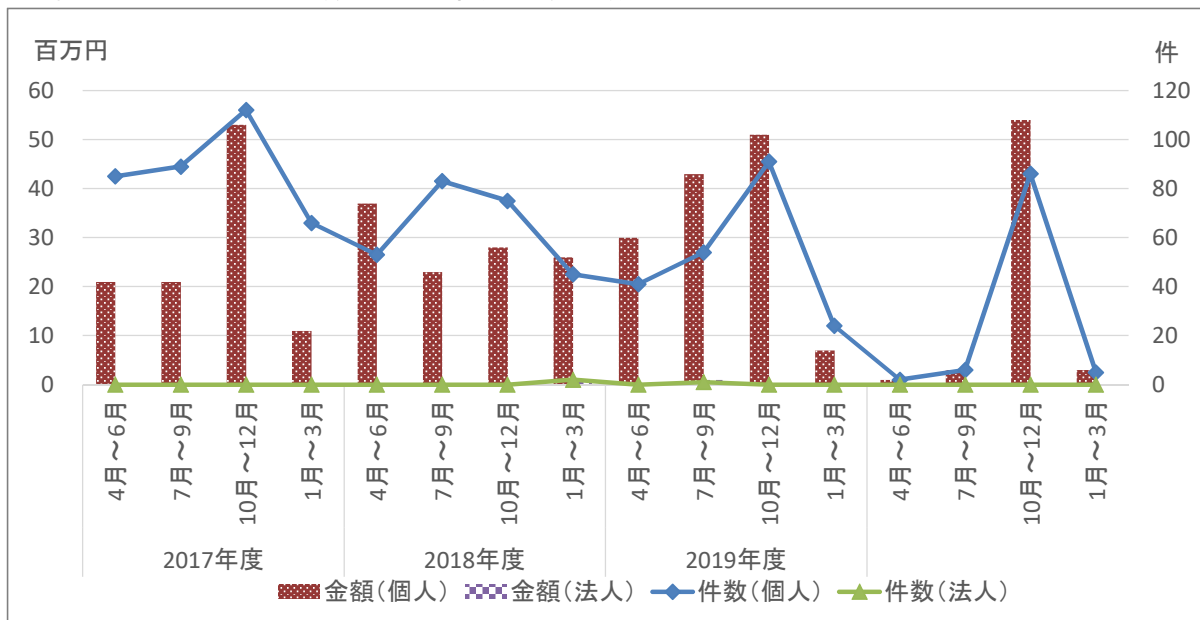
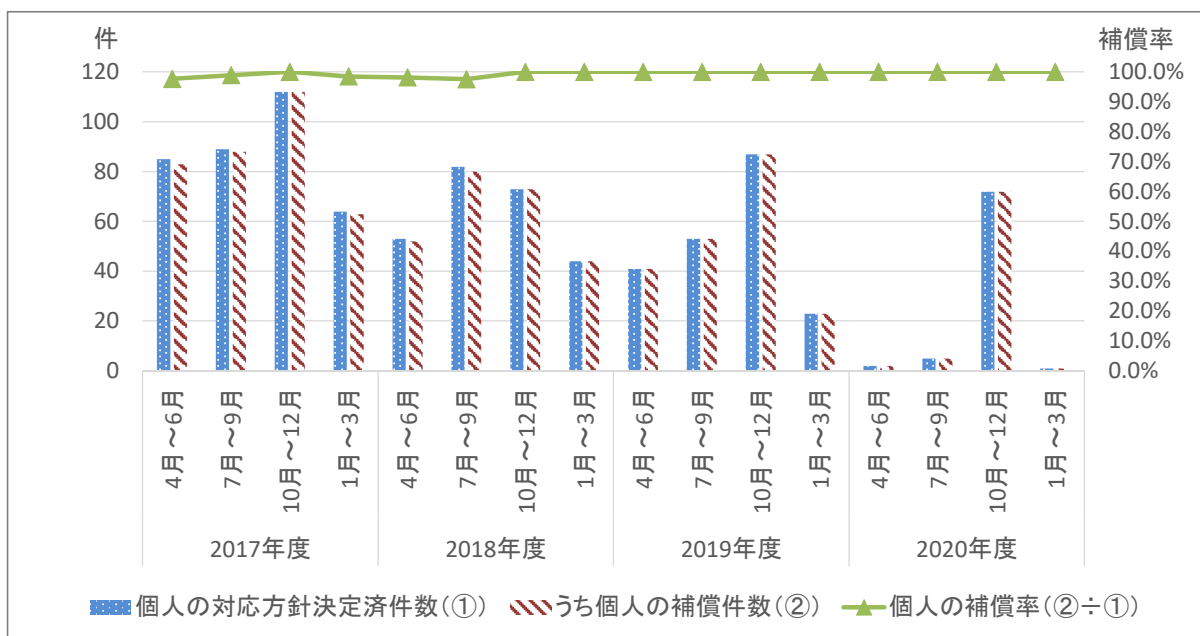


図2: 偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上